石巻市地域おこし協力隊[右腕型]募集要項

（受入事業者：雄勝硯生産販売協同組合、募集テーマ：伝統工芸士・雄勝石クラフト職人を目指して海辺の雄勝地域で盛り上がろう！！）

**１ 地域おこし協力隊制度について**

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的とした国の制度です。

**２ 今回募集する隊員の活動内容**

　隊員の方には、当組合の後継者育成事業に参加することで、雄勝硯伝統工芸士や雄勝石クラフト職人を目指していただき、「雄勝石」と「雄勝地域」を世界へ発信する活動を行っていただきます。

具体的には以下のような活動を行っていただきます。

・雄勝硯生産事業の基礎を学ぶ（石の目利き、石割、石磨き、ノミを使った彫の反復練習等）

・ご自身のアイデアで新商品開発に関する企画立案

・硯製作事業以外にも、ご自身のアイデアで企画立案

**３ 募集期間**

令和７年５月１５日（木）から６月３０日（月）まで

**４ 募集人数**

１名

**５ 求める人物像**

1. 必須スキル

　　・普通自動車免許を持っている方（又は取得予定の方）

・社内外とのコミュニケーションを取れる方

・ものづくりが好きな方

1. 歓迎スキル

・書道の経験がある方

・SNS運用経験のある方

・旋盤等の操作経験がある方

**６ 募集要件**

「５　求める人物像」の（1）必須スキルを満たし、次の要件をすべて満たす方

1. 次のいずれかに該当する方

ア　三大都市圏を始めとする都市地域等（※）に現に住所を有しており、委嘱後、生活　の拠点を本市に移し、住民票を異動できる方

　　※「三大都市圏を始めとする都市地域等」とは、過疎法や山村振興法等で定める条件不利地域に該当しない市町村、一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域を指します。（詳しくは「１５　お問い合わせ」までご連絡ください。）

　イ　地域おこし協力隊員として他の地方自治体から委嘱を受け、当該地方自治体において２年以上活動した経験を有し、解嘱された日から１年以内である方

ウ　語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「ＪＥＴプログラム」という。）の参加者として２年以上活動した経験を有し、ＪＥＴプログラムを終了した日から１年以内である方

エ　海外に在留し、住民基本台帳に登録されていない方

1. 本市へ住民票を異動する意思を有する方
2. 地域おこし活動を通じての地域の活性化に意欲があり、委嘱期間終了後も引き続き　　　　本市に定住する意思を有する方

(4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

**７ 隊員の身分及び委嘱期間**

　(1)　身分は石巻市職員（パートタイム会計年度任用職員）です。

(2)　委嘱期間は原則１年間となります。（最長３年間）

(3)　社会保険や通勤手当等の福利厚生費は市が負担します。

**８ 勤務地**

　雄勝地区

**９ 勤務時間等**

　・勤務日

平日の午前９時から午後５時までの７時間勤務（休憩１時間、週３５時間勤務）

　・休日

　　シフト制、国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

　[勤務状況確認方法等]

　・毎月の活動報告書を翌月１０日までに市あて提出していただきます。

　・毎月１回、隊員全員が指定する場所に集まり、活動状況を報告していただきます。

**１０ 報酬等**

1. 報酬　　　　月額１９９，５００円
2. 各種手当　　・通勤手当（支給要件に応じて支給）

・期末手当及び勤勉手当（６月と１２月に支給）※

　　　 ※委嘱時期、勤務実績等に応じて支給

・住居手当は支給されませんが、活動経費（補助金）の対象となります。

・退職手当は支給されません。

1. 活動経費（補助金）

限度額：１年間当たり１，２００，０００円

※概算払いとして補助金の８割まで事前に交付可能

　　　　【活動経費として対象となるもの】

ア　隊員が居住する住居家賃（家賃は１/２補助）

　　　　　イ　活動用車両の借上げに要する経費（活動割合分補助）

　　　　　ウ　活動用車両の維持に係る消耗品、ガソリン代等（活動割合分補助）

　　　　　エ　活動旅費等の移動に要する経費

　　　　　オ　活動に必要な道具、消耗品等の購入に要する経費

　　　　　カ　関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費

　　　　　キ　隊員の研修受講に要する経費

　　　　　ク　地域住民との交流、地域おこしに資する取組等に要する経費

　　　　　ケ　その他活動に必要と認められる経費

1. 副業　副業を行うことは可能ですが、兼業の届出を提出いただく必要がありますの

で事前に協議願います。

**１１ 休暇**

・年次有給休暇（１年目は最大１０日間の付与）※任用期間により付与日数変更あり

・特別休暇（夏季休暇、結婚、忌引等）

**１２　選考スケジュール（予定）**

申込書提出期限　　　　　　　　　令和７年６月３０日（月）午後５時まで

一次選考（書類審査、市担当者ＷＥＢヒアリング）　　　　随時

審査結果通知　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７月上旬～中旬頃

二次選考（受入事業者及び市担当者ＷＥＢヒアリング）　　７月中旬～下旬頃

選考結果通知　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７月下旬～８月上旬頃

インターン開始　　　　　　　　　　　　８月頃～最大３か月間

最終選考（プレゼンテーション）　　　　インターン終了月の上旬～中旬

選考結果通知　　　　　　　　　　　　　最終選考終了日から１０日以内

活動開始　　　　　　　　　　　　　　　１１月頃～（応相談）

**１３ 選考方法と選考基準及びインターンについて**

1. 一次選考

ア　市担当者による書類審査及びヒアリング（WEB）にて審査します。

　イ　一次選考結果については、全申込者の一次選考が終了後通知いたします。

（2） 二次選考

ア　市担当者及び受入事業者によるWEB審査をします。

【選考基準】

1. 「６　募集要件」を満たしているか。
2. 任期終了後も本市に定住する意思があるか。
3. 「２　今回募集する隊員の活動内容」を理解し、継続して活動できそうか。

(3)　地域おこし協力隊インターンによる活動

ア　地域おこし協力隊インターン生として委嘱します。（雇用関係はありません。）

イ　勤務は1か月21日間（1日当たり7時間）の勤務を目安とします。

ウ　報酬は1活動日当たり12,000円を支給します。（宿泊費、活動費等含む。）1か月毎に活動報告書を作成し、翌月5日までに市あて提出いただきます。確認後、1か月分まとめて支払います。

エ　住民票はこの段階では移す必要はありません。

1. 最終選考

ア　石巻市役所にて、実施する事業に関するプレゼンテーションをしていただき、選考基準に基づいて石巻市が審査します。

【プレゼンテーションの内容】

・３か月のインターンで得た経験や今後の展望についてプレゼンテーションしていただきます。

・プレゼンテーションの時間は５分とし、その後質疑応答を１０分程度行います。

・プレゼンテーションの方法は問いませんが、可能な限りパワーポイントを用いて発表願います。その際、選考基準が確認できるように作成・発表願います。

【選考基準】

1. 石巻市への関心度が高いか。
2. 地域おこし協力隊としての活動意欲があるか。
3. コミュニケーション能力があるか。
4. ３年後のビジョンを持っているか。
5. ビジネス基礎力、その他専門性があるか。

　イ　結果については、最終選考実施後、１０日以内に通知します。

**１４ 応募方法**

応募方法：「石巻市地域おこし協力隊（エントリーシート）」に住民票（抄本）の写しを添えて下記のメールアドレス宛に提出してください。受付後、担当よりご連絡いたします。

提出先：面白い人が活躍できる街にする共同事業体（地域おこし協力隊事務局）

メール：[ishi\_support@googlegroups.com](mailto:ishi_support@googlegroups.com)

**１５ 問い合わせ**

　(1)　応募に関する問い合わせ

　面白い人が活躍できる街にする共同事業体（地域おこし協力隊事務局）

メール：[ishi\_support@googlegroups.com](mailto:ishi_support@googlegroups.com)

　(2)　その他問い合わせ

　石巻市復興企画部ＳＤＧｓ移住定住推進課　地域おこし協力隊担当

　宮城県石巻市穀町１４番１号

　TEL：0225-95-1111　　FAX：0225-90-8043

　メール：issdgs@city.ishinomaki.lg.jp

**１６ その他**

【地域おこし協力隊員の活動に当たって】

地域おこし協力隊員として自覚を持って活動するとともに、下記事項についても取り組んでいただきます。

・インターネットを活用した情報発信

・各種研修会等への出席

　・年度末や任期満了に伴う活動報告会での発表

　・その他地域おこしに関わる活動への参画

【虚偽の申請があった場合の対応】

申請者が石巻市に対し虚偽の事項を申告した場合や、重要な事項を故意に隠して申請をした場合は、隊員の活動期間中であっても、中止する場合があります。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、適切に取り扱います。